

福島市告示第 186 号

福島市自転車放置防止条例（平成2年3月26日条例第18号）第10条第2項の規定に基づき、自転車放置禁止区域内に放置されていた自転車を撤去し、保管している次に掲げる自転車で、同条例第10条第4項及び施行規則第7条に定める保管期間を経過したものは処分する。

令和8年6月9日

福島市長 馬場雄基

1. 撤去し、保管した自転車が放置されていた場所

自転車放置禁止区域

2. 撤去し、保管した自転車の台数

16台

3. 撤去し、保管した年月日

令和8年9月7日

4. 撤去し、保管した自転車の返還を行う時間及び場所

全日（1月1日を除く）午前9時より午後5時00分まで
福島市三河北町75-1 先 西町自転車保管所

5. 撤去し、保管した自転車の返還を行う期間

告示をした日の翌日から起算して90日間